

市有財産へのSDGsロッカー運営事業仕様書

1 公募物件

| 所 在 地 (貸 付 場 所) | 台数 | 貸付面積 (m ²) | 貸付料 (円／月) |
|--|----|---------------------------|--------------|
| 中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎1階 (貸付場所は、募集要領参照) | 1台 | 0.84 m ² | 5,000円 |

※消費税納税事業者の場合には、消費税額が加算されます。

2 SDGsロッカーとは

SDGsロッカー（以下「ロッカー」という。）とは、いわゆる「もったいない」とされる「ロス品」を販売するロッカー型自動販売機です。「ロス品」とは、商品の管理の都合上等から、まだ使えたり、食べられたりするのに廃棄されてしまうパンやその他（食品以外も可）を指します。

過去の事例では、消費・賞味期限内であっても廃棄されてしまうパンを販売することで、食品ロス削減と廃棄物発生に伴うCO₂排出量の削減に貢献しました。

【参考】過去事例

令和6年1月 SDGsステーション横浜関内（市営地下鉄関内駅構内）中区

令和6年4月 横浜銀行アイスアリーナ（市スポーツ協会管理運営のアイススケート場）神奈川区

令和6年5月 みなとみらい線馬車道駅 中区

3 事業運営上の遵守事項

（1）設置

ロッカーの設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

（2）管理運営

ア 運営事業者は、ロッカーの設置、管理、運営に必要な一切の業務を行い、運営事業者は常に商品の賞味期限に注意し、適切な補充・管理を行うこと。

イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

ウ 搬入・搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

エ ロッカーの故障、問合せ及び苦情等については、運営事業者の責任において対応するとともに、ロッカーボードに、運営会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。

オ ロッカーを設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

カ 貸付期間満了又は契約解除により、ロッカーを撤去した場合には、運営事業者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

キ 毎月末に電気メーターの読み取りを行い、翌月の15日までに報告すること。また、売上金額等については、翌々月の15日までに報告すること。

ク 販売する商品は「ロス品」とし、その基準を横浜市と協議のうえ決定し、横浜市に提出すること。

ケ ロッカーが与える利用者へのSDGsに関する普及啓発効果について、アンケートを取得し集計・分析すること。実施に際しては、測定内容及び方法等を横浜市と協議のうえ決定すること。

4 費用負担

(1) ロッカーの設置、維持管理等

ロッカーの設置（付帯電気設備の設置含む）、維持管理及び撤去に係る費用は、運営事業者が負担する。新たな電気工事を必要とするものについては、事前に横浜市と協議するとともに、設置工事後すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。

(2) 光熱費及び電気メーターの設置

運営事業者は賃料料のほかに、電気メーターを設置し、光熱費の実費を負担すること。なお、メーターを設置する費用も運営事業者が負担し、設置にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。

(注) 仕様書はあくまで現時点での予定であり、運営事業者と協議の上、変更することもあります。